

■第2分科会：子どもの虐待防止

テーマ	子ども家庭センターはどのようにあるべきか～母子保健と福祉の協働を目指して
内 容	当分科会では、子ども虐待防止におけるポピュレーションアプローチとして、引き続き、子ども家庭センターの取組みについて自治体からの報告を受け、そのあり方について検討をしたい。 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うという趣旨で、令和4年の児童福祉法改正法（令和 6 年施行）で、「子ども家庭センター」（児童福祉法 10 条の 2）の設置が規定されることとなった。 子ども家庭センターは、これまでの子ども家庭支援拠点、子育て世代包括支援センターなどの取組みを踏まえて、改めて法定化されたものであるが、自治体それぞれの状況やこれまでの取組みの経緯、資源を踏まえて地方自治的に取り組む必要があり、それぞれに工夫がなされ、それぞれに課題を抱えている現状にある。 特に、統括支援員の位置づけや機能、サポートプランの作成を含む支援における児童福祉と母子保健の連携・協働、支援のための地域資源の開拓、さらに、子ども家庭センターと児童相談所の関係など、それ自体、自治体内の横の関係、機関間の縦の関係、地域という斜めの関係など、それぞれに課題が指摘されている。 そこで、本年度は、母子保健と児童福祉の連携・協働を基底にしつつ、子ども家庭センターの組織のあり方、地域資源開発、児相等の関係など課題を共有しつつ、子ども家庭センターのあるべき方向性について議論ができればと考えている。
報 告	1.基調報告：子ども家庭センターと連携・協働 中板 育美（武蔵野大学） 2.自治体報告：子ども家庭センターと連携と協働の課題 （1）八田 紳太郎（埼玉県草加市 こども家庭課） （2）内田 淳也（埼玉県嵐山町 福祉課 児童福祉担当） （3）岡崎 真美（東京都豊島区 長崎健康相談所長） （4）佐山 恵子（栃木県中央児童相談所長） 3.パネルディスカッション パネリスト：西川 恭文、内田 淳也、岡崎 真美、佐山 恵子 コーディネーター：鈴木 秀洋、中板 育美、野村 武司
コーディネーター	野村 武司（東京経済大学） 川松 亮（明星大学） 小出 真由美（東洋大学） 鈴木 秀洋（日本大学） 中板 育美（武蔵野大学）